

選挙運動用自動車運送契約書

大豊町長選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と 大豊タクシー代表 大豊一郎（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び 車 種 小型乗用自動車（車 種 名）  
登録番号 登録番号 高知50あ12-34（車両のナンバー）
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 6年 11月 19日から  
令和 6年 11月 23日まで（5日間）
- 5 契約金額 250,000 円 契約金額及び単価は消費税を含む  
内訳 1日 50,000円× 5日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき大豊町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、大豊町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は大豊町に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6年 10月 7日

←契約は告示日前でも可

甲 大豊町長選挙候補者

住 所  
氏 名

候補者届出と一致 ㊞

乙 住 所 大豊町〇〇番地  
名 称 大豊タクシー

代表者氏名 代表 大豊 一郎 ㊞

選挙運動用自動車賃貸借契約書

大豊町長選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と (有)大豊自動車 代表 大豊 太郎 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用  
2 車種及び 車 種 小型乗用自動車(車 種 名)  
登録番号 登録番号 高知 5 0 い 5 5 - 5 5 (車両のナンバー)  
3 台 数 1 台  
4 使用期間 令和 6 年 1 1 月 1 9 日から  
令和 6 年 1 1 月 2 3 日まで (5 日間)  
5 契約金額 5 0 , 0 0 0 円 契約金額及び単価は消費税を含む  
内訳 1 日 1 0 , 0 0 0 円 × 5 日間

- 6 使用上の義務等  
甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。  
7 請求及び支払  
この契約に基づく契約金額については、乙は、大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき大豊町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。  
なお、大豊町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は大豊町に請求できない。  
8 その他  
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6 年 1 0 月 7 日 ←契約は告示日前でも可

甲 大豊町長選挙候補者  
住 所  
氏 名 候補者届出と一致 ㊞  
  
乙 住 所 大豊町〇〇番地  
名 称 (有)大豊自動車  
代表者氏名 代表 大豊 太郎 ㊞

選挙運動用自動車燃料供給契約書

大豊町長選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と大豊石油 代表  
大豊 花子(以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の燃料供給について  
次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和 6 年 1 1 月 1 9 日から  
令和 6 年 1 1 月 2 3 日まで (5 日間)
- 2 供給場所 所在地 大豊町〇〇番地
- 3 名 称 大豊石油
- 4 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車(車種名)  
登録番号 高知 5 0 い 5 5 - 5 5 (車両のナンバー)
- 5 単 価 単価10当たり 1 5 0 円 0 0 銭  
(単価は、消費税を含んだ額である)
- 6 契約金額  
上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額(1 円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する)を契約金額とする。
- 7 請求及び支払  
この契約に基づく契約金額については、乙は、大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき大豊町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。  
なお、大豊町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は大豊町に請求できない。
- 8 その他  
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日 ←契約は告示日前でも可

甲 大豊町長選挙候補者  
住 所  
氏 名 候補者届出と一致 ㊞  
乙 住 所 大豊町〇〇番地  
名 称 大豊石油  
代表者氏名 代表 大豊 花子 ㊞

## 選挙運動用自動車運転契約書

大豊町長選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と  
大豊 次郎(運転手の氏名) (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和 6 年 1 1 月 1 9 日から  
令和 6 年 1 1 月 2 3 日まで (5 日間)  
原則として毎日 8 時 0 0 分から 2 0 時 0 0 分まで
- 2 契約金額 5 0 , 0 0 0 円  
(1 日につき 1 0 , 0 0 0 円)
- 3 運転する車両の車種及び登録番号 車 種 小型乗用自動車(車 種 名)  
登録番号 高知 5 0 い 5 5 - 5 5 (車両のナンバー)
- 4 請求及び支払  
この契約に基づく契約金額については、乙は、大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき大豊町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。  
なお、大豊町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額をやかに支払うものとする。  
ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は大豊町に請求できない。
- 5 その他  
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日 ←契約は告示日前でも可

甲 大豊町長選挙候補者

住 所

氏 名

候補者届出と一致

㊞

乙 住 所 大豊町〇〇番地

氏 名

大豊 次郎(運転手の氏名) ㊞

選挙運動用ビラ作成契約書

大豊町長選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。 )と  
(株)大豊印刷 代表 大豊三郎 (以下「乙」という。 )は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ
- 枚 数 5, 0 0 0 枚
- 契約金額 3 0, 2 5 0 円(単価 6 円 0 5 銭)  
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 納入期限 令和 6 年 1 0 月 1 4 日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき大豊町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、大豊町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は大豊町に請求できない。

- その他  
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

甲 大豊町長選挙候補者  
住 所  
氏 名 候補者届出と一致 ㊞

乙 住 所 大豊町〇〇番地  
名 称 (株)大豊印刷  
代表者氏名 代表 大豊 三郎 ㊞  
(法人は社印と代表社印)

選挙運動用ポスター作成契約書

大豊町長選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)

(株)大豊印刷所 代表 大豊 三郎 (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 枚数 100 枚
- 契約金額 102,600 円(単価 1,026 円)  
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 納入期限 令和 6 年 10 月 14 日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、大豊町議会議員及び大豊町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき大豊町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、大豊町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は大豊町に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6 年 10 月 7 日 ←契約は告示日前でも可

甲 大豊町長選挙候補者

住所

氏名 候補者届出と一致

印

乙 住所 大豊町〇〇番地

名称 (株)大豊印刷

代表者氏名 代表 大豊 三郎

(法人は社印と代表社印

印